

一般社団法人地域環境資源センター入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人地域環境資源センター（以下「センター」という。）定款第6条の規定に基づき、センターの会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(入会手続)

第2条 センターの正会員、特別会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書（第1号様式）をセンターに提出し理事会の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の入会申込書を受理したときは、入会申込受理通知書を（第2号様式）により、入会申込者に通知しなければならない。

3 理事長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（第3号様式）により、入会申込者に通知しなければならない。

(会員名簿)

第3条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、社員総会の決議により定める会費等規程によるものとする。

(退会)

第5条 会員は、退会届（第4号様式）を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第10条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第6条 過去にセンターの会員であった者で再入会を希望する場合には、第2条の規定を準用する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

2 「農業集落排水施設災害対策応援に関する協定」に参加するために再入会する者についての入会金は免除する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 この規程は、一般社団法人地域環境資源センターの設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

一般社団法人地域環境資源センター
入会申込書

貴センターの正会員（特別会員・賛助会員）として入会したいので
申し込みます。

記

- 1 入会希望時期 令和 年度
- 2 添付書類（賛助会員のみ）
 - ① 法人の場合 定款及び登記事項証明書
 - ② 個人の場合 履歴書及び住民票

令和 年 月 日

〒

住所

氏名（法人名及び代表者名）

㊞

一般社団法人地域環境資源センター

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

一般社団法人地域環境資源センター
入会申込受理通知書

令和 年 月 日付けの入会申込書を受理しましたので通知
いたします。

なお、入会決定通知は理事会承認後となりますのでご了承下さい。

令和 年 月 日

一般社団法人 地域環境資源センター

理 事 長 ○○○○印

氏名（法人名・代表者名）

殿

一般社団法人地域環境資源センター
入会決定通知書

貴殿（貴社）は、本センターの正会員（特別会員・賛助会員）として、
入会が認められましたので通知いたします。

令和 年 月 日

一般社団法人 地域環境資源センター

理 事 長 ○○○○ 印

氏名（法人名・代表者名） 殿

（注）入会が認められなかった場合も本様式に準じて通知書を作成すること。

一般社団法人地域環境資源センター退会届

貴センターの正会員（特別会員・賛助会員）を退会したいので
届け出ます。

退会予定期日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

氏名（法人名・代表者名）^①

一般社団法人地域環境資源センター

理 事 長 ○○○○ 殿